

需給調整・経営安定対策の現状と課題

平成16年6月11日
農 林 水 産 省

目 次

1 需給調整・経営安定対策の創設	1	イ 14年産の価格動向	18
(1) 制度創設前の状況	1	① うんしゅうみかん	18
ア うんしゅうみかん	1	② りんご	19
イ りんご	2	ウ 15年産の価格動向	20
(2) 制度創設時の基本的な考え方	3	① うんしゅうみかん	20
(3) 制度の創設	3	② りんご	22
2 需給調整・経営安定対策の概要	4	(3) 対策の検証	24
(1) 対策の概要	4	ア 生産調整	24
ア 需給調整対策	4	イ 出荷調整	25
イ 経営安定対策	5	① うんしゅうみかん	25
(2) 15年度需給調整・経営安定対策における運用改善	6	② りんご	27
ア 対象品目	7	4 経営安定対策の検証	29
イ 需給調整対策の強化	7	(1) 対策の進捗状況	29
ウ 価格下落時の緊急対策	8	ア 13年産	29
エ 経営安定対策の契約形態	9	イ 14年産	29
オ 果樹共済（災害収入共済方式）との関係整理	9	ウ 15年産	30
(3) 15、16年産補てん基準価格	10	(2) 対策の検証（農業経営、生産構造への影響）	31
3 需給調整対策の検証	11	ア 経営安定対策加入生産出荷組織における 認定農業者	31
(1) 対策の進捗状況	11	イ 対策加入生産出荷組織の経営規模	32
ア 13年産対策	11	ウ 認定農業者の販売収入における経営安定対策 の補てん金	34
イ 14年産対策	11	エ 経営安定対策による経営安定の効果	35
ウ 15年産対策	12	5 需給調整・経営安定対策の課題	36
① うんしゅうみかん	12	(1) 需給調整対策	36
② りんご	14	(2) 経営安定対策	36
(2) 価格動向	16		
ア 13年産の価格動向	16		
① うんしゅうみかん	16		
② りんご	17		

1 需給調整・経営安定対策の創設

(1) 制度創設前の状況

ア うんしゅうみかん

○ うんしゅうみかんについては、果樹農業振興特別措置法を踏まえて、生産振興が進められ、昭和50年に367万tと生産量のピークを迎えた。この当時の大豊作と価格の暴落に端を発し、生食用果実を加工原料用に安定的に仕向けるための対策（「加工原料用果実価格安定対策」等）が講じられた。

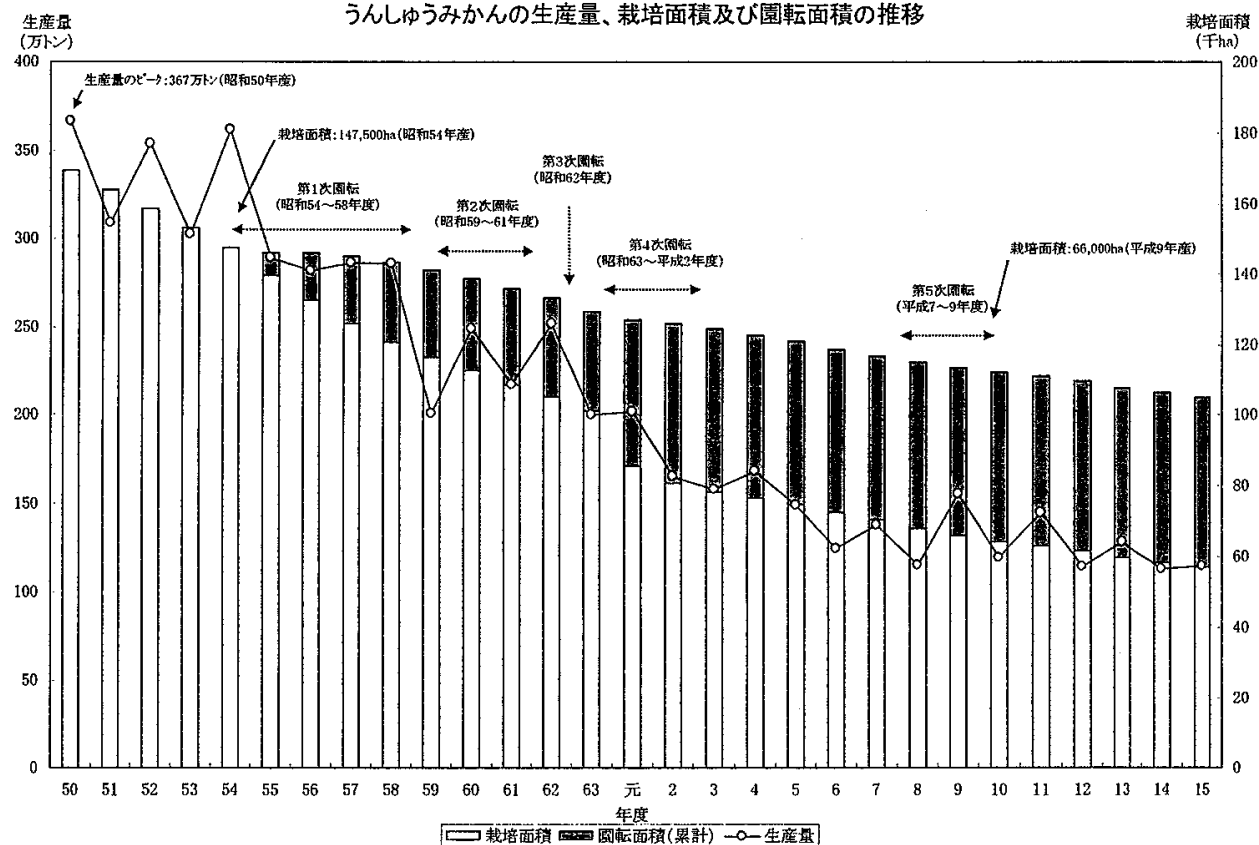
○ 昭和53年及び58年に決定された生鮮オレンジ及びオレンジ果汁等の輸入枠の拡大に対応する対策として、昭和54年から62年にかけて、「うんしゅうみかん園転換対策事業」等が実施された。

○ また、昭和63年に決定された生鮮オレンジ、オレンジ果汁等の加工品の輸入自由化対策として、「かんきつ園地再編対策事業」等が、さらに、平成6年のウルグアイ・ラウンド農業合意による関税引下げを受けた果樹関連対策として、「みかん等果樹園転換特別対策事業」等が実施された。

○ これらの対策により、48千haのうんしゅうみかん園地が他果樹や他作物等へ転換されるとともに、廃園等により栽培面積が減少し、うんしゅうみかんの生産が縮減された。

○ 15年産の生産量については、これらの対策による他、需給調整対策の実施により115万tとなっている。

うんしゅうみかんの生産量、栽培面積及び園転面積の推移



(注) 園転面積(累計)は、園転事業実施年の翌年の栽培面積に反映されるため、園転事業の実施年の翌年の栽培面積に加算して表示している。

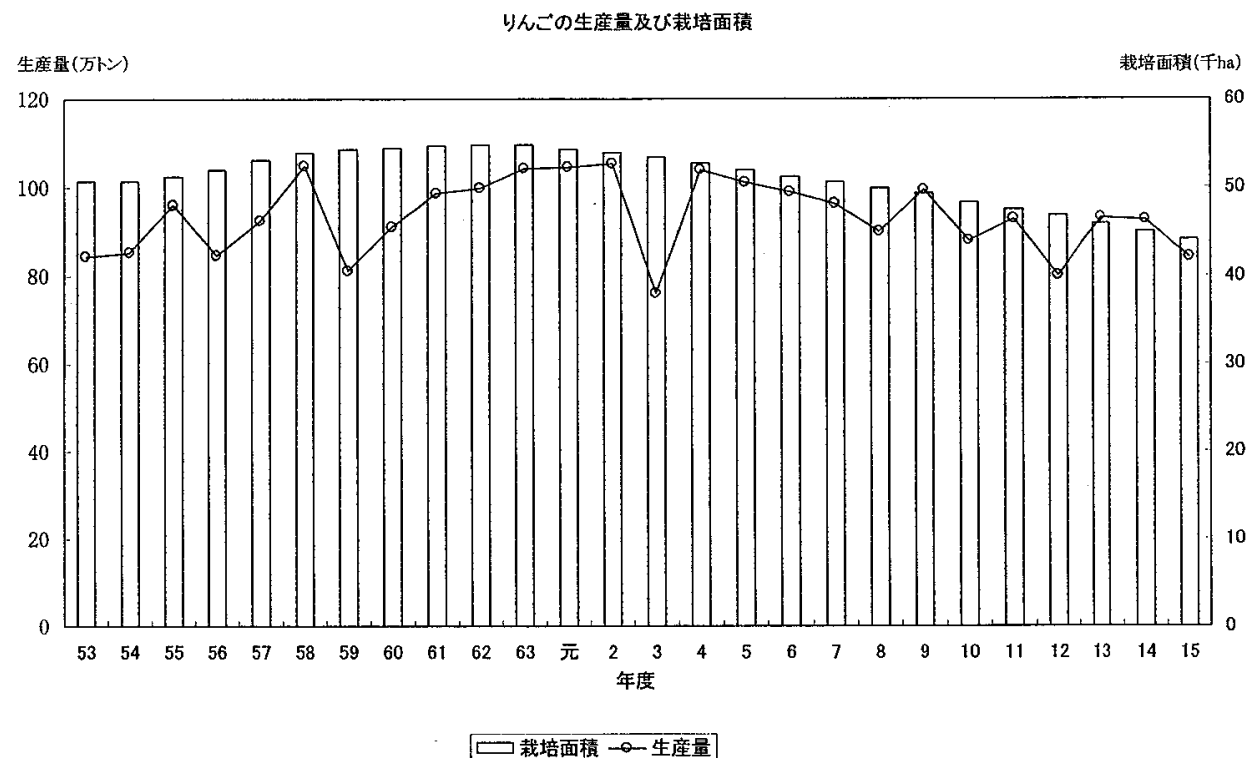
イ りんご

○ りんごについては、果樹農業振興特別措置法を踏まえて、生産振興が進められ、昭和30年代後半から40年代にかけて、110万tと生産量のピークを迎えた。この当時の価格の暴落に端を発し、「国光」、「紅玉」の2大品種の栽培面積が減少したことから、生産量は昭和40年代後半には80万t台となったが、その後、「ふじ」、「つがる」、「王林」等の品種に改植が進み、昭和60年代には、90万t～100万t台まで生産量が増加した。

○ また、りんごについても、昭和40年代の価格暴落に端を発し、生食用果実を加工原料用に安定的に仕向けるための対策（加工原料用果実価格安定対策等）が講じられた。

○ さらに、平成6年のウルグアイ・ラウンド農業合意による関税引下げに対応した果樹関連対策として、「りんごおい化栽培等緊急推進対策事業」が実施された。この事業により、りんごのおい化栽培の導入が推進された。

○ その後、農業者の高齢化等による廃園等により、栽培面積が減少し、15年産の生産量は、台風による落果等の被害も加わり、84万tとなっている。



(2) 制度創設時の基本的な考え方

平成13年度に需給調整・経営安定対策を創設するに当たり、果樹農業の現状を次のようにとらえていた。

- ① 果樹農家の高齢化・減少に伴う生産管理の不徹底等を背景に、各年ごとの生産量・品質の変動が増加傾向にあったことから、需給のアンバランスが顕在化しやすく、果樹経営が安定しない。
- ② 各年ごとの生産量の変動による生産過剰分について国産果実の需要増が見込めない。
- ③ 加工品の輸入増加や消費者の嗜好の変化等に伴い、国産果実の加工仕向量が減少し、これを通じた需給調整がこれまでのように機能しない。

(3) 制度の創設

(1)の現状を踏まえ、平成12年11月30日に「今後の果樹対策」を取りまとめ、うんしゅうみかん及びりんごについて、平成13年度から従来の加工原料用果実価格安定制度を転換し、

- ① 産地・生産者による計画的生産・出荷によって供給量の調整をより確実に実施し、価格及び需給の安定を図る需給調整対策
- ② 需給調整の的確な実施を前提として、なお価格が大きく低下した場合に、意欲ある産地・生産者の果樹経営への影響を緩和し、経営の安定を図る経営安定対策

を創設した。

○ 「今後の果樹対策について」(平成12年11月30日)

- 1 基本的考え方
 - ・ うんしゅうみかん及びりんごについて、従来の加工原料用果実価格安定制度から需給調整・経営安定対策へ転換するとともに、所要の関連対策を実施。
- 2 需給調整対策
 - ・ 生産量と品質の変動を抑制し、価格の安定を図るために、需給調整対策を強化。
- 3 経営安定対策
 - ・ 価格が大きく低下した場合に、育成すべき果樹経営者の経営に与える影響を緩和するために、経営安定対策を創設。
 - ・ 2年ごとに本対策の運用状況について、適切な評価と必要に応じ制度の仕組み等について見直し。
- 4 関連対策
 - ・ 生産流通の低コスト化、需要拡大を推進するため、生産流通対策、需要拡大対策を推進。

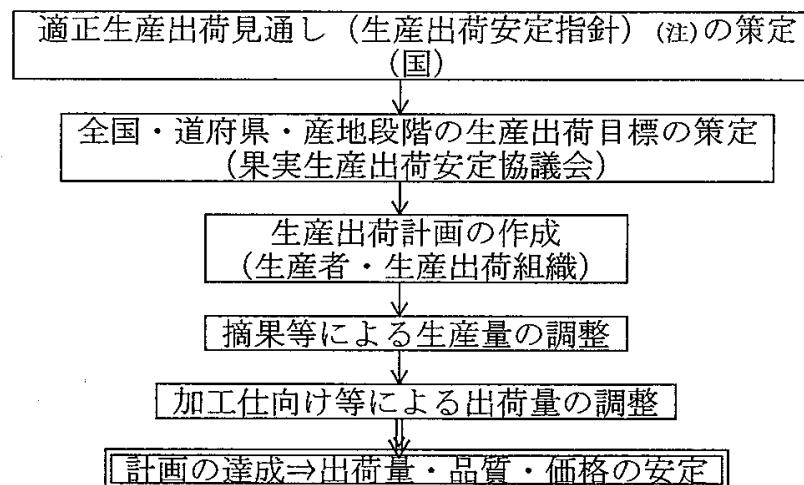
2 需給調整・経営安定対策の概要

(1) 対策の概要

ア 需給調整対策

- 国は、毎年、需給動向を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、適正生産出荷見通しを示すこととしている。
- その際、大幅な生産増加が見込まれる場合には、適正生産出荷見通しに代えて、うんしゅうみかんについては、果樹農業振興特別措置法に基づき、農林水産大臣が生産出荷安定指針（りんごについては生産出荷指導指針）を策定することとしている。
- 見通し（指針）の策定を受け、生産者団体等からなる全国、道府県、産地の各段階の果実生産出荷安定協議会等は、道府県別、産地別、生産者・生産出荷組織別の生産出荷目標を策定することとしている。
- 一方、生産者・生産出荷組織は、その目標に即し予定される生産出荷量及びそのための調整方法を盛り込んだ生産出荷計画を作成することとしている。
- 指針が策定された場合には、生産量の調整効果が高い全摘果等の特別摘果により、生産量の調整に最優先に取り組み、需給調整を強化することとしている。

○需給調整対策の流れ



（注）生産出荷安定指針は、予想生産量が全国の適正生産量の原則として10%以上上回る場合に策定。

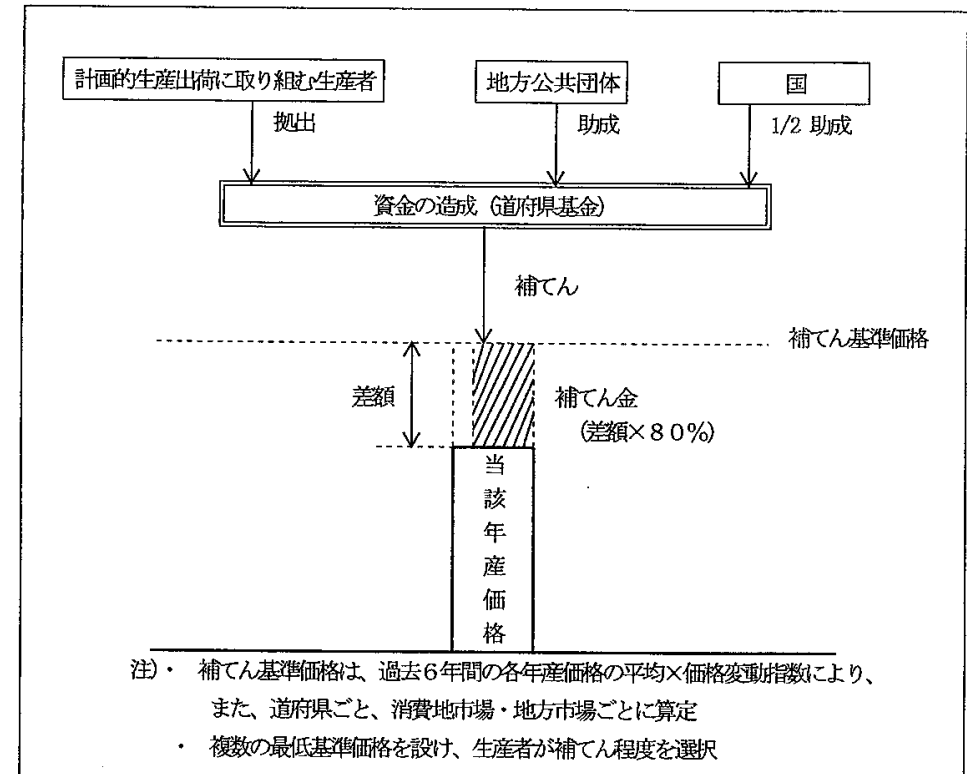
○うんしゅうみかんの特別摘果の内容

改植・高接	うんしゅうみかんからうんしゅうみかんの優良品種その他果実への改植又は高接
全摘果	園地、樹又は半樹ごとに全く結実させないようにさせるためのせん定又は摘果
間伐・大枝切り	園地ごとに一定面積以上の樹を伐採する間伐又は樹の主枝を一定割合以上切除する大枝切り

イ 経営安定対策

- 需給調整対策の取組が行われた場合においてもなお価格が大きく変動した時に、育成すべき果樹生産者の経営安定を図るため、平成13年度から果樹経営安定対策を実施している。
- 本対策に必要な資金は、生産者の拠出と地方公共団体及び国の助成金等により造成している。
- 本対策においては、道府県平均で当該年産価格が補てん基準価格を下回った場合には、その差額の8割を補てんすることとしている。この場合、産地・生産者が計画的生産出荷を的確に実施していることが交付の条件となっている。

○ 経営安定対策の仕組み



(2) 15年度需給調整・経営安定対策における運用改善

経営安定対策では、加入契約者は2カ年契約を締結しており、2年間の対策の運用状況を踏まえて、制度の見直しを実施することとしている。15年度対策は13、14年度の運用状況を踏まえ、次の点の運用改善を行った。

課 題	運 用 の 改 善 内 容
1 対象品目	・ うんしゅうみかん及びりんご以外の対象品目について、経営安定対策の前提となる需給調整を行う体制の整備状況、品目別生産動向等を<u>検証した結果、15年度から経営安定対策の対象に追加できる品目はなく、15年度以降も引き続き検証。</u>
2 需給調整対策の強化	・ よりきめ細やかな需給調整を行うため、<u>生食用適正出荷量を出荷時期別に設定。</u>出荷時期別に的確に需給調整を実施することを前提に、<u>県単位で、経営安定対策の出荷期間を時期区分することについて、選択できるよう措置。</u> ・ 出荷時の品質基準の徹底、適正な品質管理、厳選出荷により、<u>高品質果実の計画的出荷をより一層推進。</u>
3 価格下落時の緊急対策	・ 全国的に価格の低下が顕著な場合、又は大幅な価格の低下が予想される場合に、<u>産地の自主努力による価格浮揚対策として、全国的な緊急出荷調整（緊急かつ短期間に生食用果実を加工原料用に仕向け）を実施</u>することで、全果協かんきつ部会で決定。 ① <u>生産者団体において、緊急出荷調整に取り組んだ生産者が不利にならないような仕組み等を、県又は産地段階で整備。</u> ② <u>①の体制整備を前提として、緊急出荷調整により、生食用から加工原料用に出荷された果実は、経営安定対策の補てん対象となるよう農林水産省に要請。</u>
4 経営安定対策の契約形態	・ <u>経営安定対策は、現在、県果実基金と生産者が個別に契約を締結しているが、生産出荷組織単位でも契約を行えるよう措置</u>することで、<u>生産出荷組織単位で、需給調整をより機動的に行えるよう措置。</u>
5 果樹共済（災害収入共済方式）との関係整理	・ <u>経営安定対策の補てん金が災害収入共済方式の共済金を上回った場合には補てん金と共済金の差額を交付。</u>

ア 対象品目

- うんしゅうみかん及びりんご以外の対象品目について、経営安定対策の前提となる需給調整を行う体制の整備状況、品目別の生産動向を、生産者団体等と検証した結果、15年度から経営安定対策の対象に追加できる品目はなく、15年度以降も引き続き検証することとしている。

落葉果樹における需給調整の取組状況

	全国的な需給調整対策が可能			調査回答県		
	県数	生産シェア	うち系統出荷	県数	生産シェア	うち系統出荷
ぶどう	2県	12%	5%	26県	90%	36%
なし	2県	3%	1%	31県	85%	44%
もも	3県	8%	2%	17県	93%	48%
かき	3県	16%	10%	20県	84%	54%

(参考) うんしゅうみかん及びりんごにおける需給調整対策の参加状況

	うんしゅうみかん			りんご		
	県数	生産シェア	うち系統出荷	県数	生産シェア	うち系統出荷
対策参加県	19県	99%	68%	6県	92%	48%

中晩かん主産県の果樹振興計画

品 目	主産県 (生産シェア)	22年生産量目標 の現状対比
いよかん	愛媛県 (生産シェア82%)	▲37%
なつみかん	熊本県 (生産シェア22%)	▲23%
	愛媛県 (生産シェア18%)	▲14%
はっさく	和歌山県 (生産シェア57%)	▲25%
	広島県 (生産シェア13%)	▲28%

イ 需給調整対策の強化

- よりきめ細やかな需給調整を行うため、生食用適正出荷量を出荷時期別(2ヶ月単位等)に設定することとし、出荷時期別に的確に需給調整を実施することを前提に、県単位で、経営安定対策の出荷期間を時期別に区分することについて、選択できるよう措置した。

需給調整・経営安定対策における時期区分の設定

出荷期間	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
需給調整 対策							
	生食用適正出荷量を期別に設定						
経営安定 対策 (通年選択)							
	1 契約数量(生食用適正出荷量の範囲内) 2 基準価格、最低基準価格を通年で設定						
経営安定 対策 (期別選択)							
	1 契約数量(期別の生食用適正出荷量の範囲内) 2 基準価格、最低基準価格を期別ごとに設定						

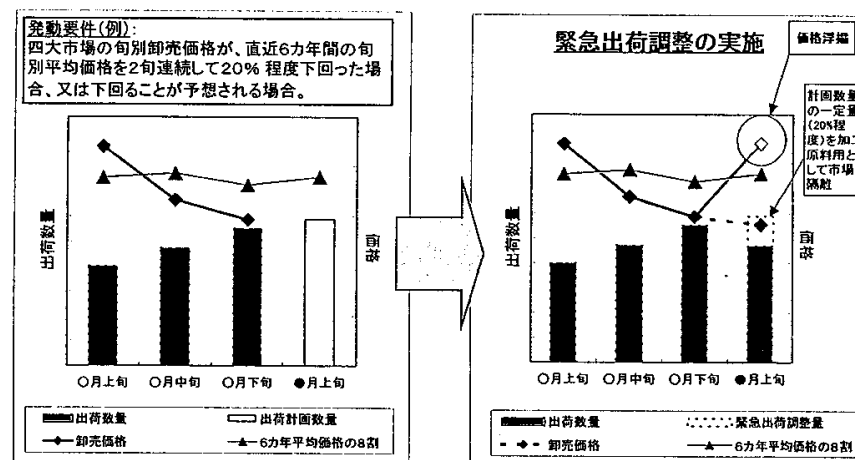
ウ 価格下落時の緊急対策

- 「価格下落時の緊急対策」の具体的な手法について検討を重ねた結果、15年9月に開催された全果協かんきつ部会において、全国的に価格の低下が顕著な場合、又は大幅な価格の低下が予想される場合に、産地の自主努力による価格浮揚対策として、全国的な緊急出荷調整を実施することが決定された。

- 緊急出荷調整の実施に当たっては、生産者団体は、緊急出荷調整に取り組んだ生産者が不利にならないような互助的な仕組み等を県又は産地段階で整備することとなった。

- 全果協では、そのような体制が整備された後に、緊急出荷調整により生食用から加工原料用に出荷された果実を経営安定対策の補てん対象となるよう農林水産省に要請することとしている。

○ 緊急出荷調整の取組



- 緊急出荷調整の実効確保のために生産者団体に取り組む事項
(第5回全果協かんきつ部会における決定事項)

緊急出荷調整による加工原料用仕向けが全国的に確実に実施できるよう、府県ごと又は産地ごとに次の対策を実施する。

- ・ 緊急出荷調整により加工原料用に出荷された果実を対象に、価格補てんを行う仕組みや、そのための資金積み立ての制度等を創設する。
- ・ 選果場等出荷単位において、緊急出荷調整により加工原料用に出荷された果実は生食用出荷と位置付け、市場出荷等とのプール計算で緊急出荷調整に取り組んだ生産者が不利にならないような仕組みを作る。
- ・ 加工工場とも調整を図り、緊急出荷調整により市場隔離された果実を優先的に受け入れる体制を整える。

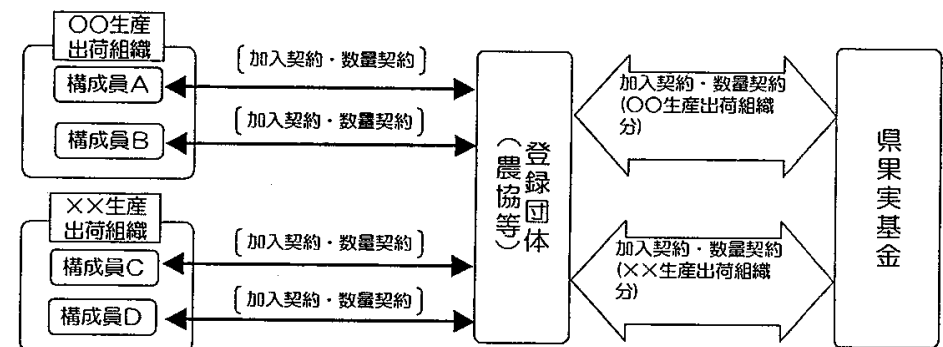
エ 経営安定対策の契約形態

- 経営安定対策については、県果実基金と生産者が個別に契約を締結していたが、生産出荷組織単位でも契約を行えるよう措置（生産者は、農協等の登録団体と契約）することで、需給調整、特に、出荷調整について、生産出荷組織単位でより機動的に行えるようにした。

経営安定対策の組織加入の状況（平成15年産）

	組織加入契約			
	数 量	シェア	契約者数	シェア
うんしゅうみかん	130千t	16%	12千人	14%
りんご	47千t	7%	7千人	11%

経営安定対策における組織加入の契約形態



※構成員ごとの数量契約は所属する生産出荷組織内で調整された構成員ごとの生食用適正出荷量の範囲内

オ 果樹共済（災害収入共済方式）との関係整理

- 果樹共済のうち災害収入共済方式による共済金の支払を受けた生産者は、国の助成金に係る補てん金を交付しないこととしていた。
- 災害収入共済方式の共済金は、果実の減収に伴う生産金額の減少まで対象としているため、一般的には共済金が果樹経営安定対策の補てん金を上回っているが、果樹経営安定対策の補てん金が災害収入共済方式の共済金を上回った例も、極一部で見られた。
- 経営安定対策の補てん金が災害収入共済方式の共済金を上回った場合には補てん金と共済金の差額を交付するよう措置した。

○ 果樹経営安定対策と果樹共済（災害収入共済方式）

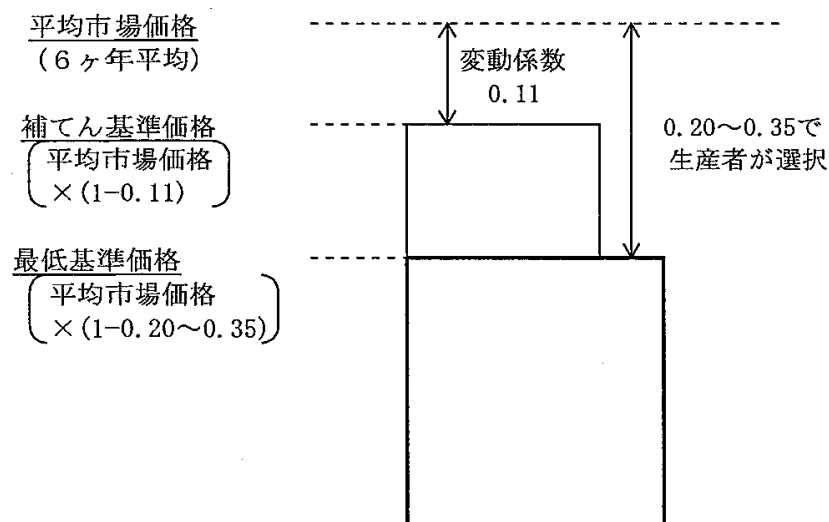
果樹経営安定対策	果樹共済（災害収入共済方式）
需給調整対策の取組みが行われた場合においても、なお <u>価格が大きく変動した時に育成すべき果樹生産者の経営安定を図る制度。</u>	果樹生産者が風水害、干害等の不慮の事故等によって受けることのある損失について、 <u>果実の減収又は品質の低下に伴う生産金額の減少を補てんし、農業経営の安定を図るための制度。</u>

(3) 15、16年産補てん基準価格

○ 経営安定対策における15、16年産補てん基準価格は、
15年7月、過去6年間の平均市場価格の平均値に、価格変動指数（1－変動係数）を乗じて算定している（うんしゅうみかん及びりんごで通常発生する価格変動分を控除）。

○ また、補てん基準価格については、道府県ごとに、消費地市場・地方市場ごとに算定しているが、15、16年産からは、それに加え出荷時期区分ごとにも算定している。

○15、16年産補てん基準価格（うんしゅうみかん）



○補てん基準価格＝平均市場価格（6ヶ年平均）×（1－変動係数）
○変動係数：過去10ヶ年の価格変動から、通常発生する価格変動を算定。

○うんしゅうみかん、りんご補てん基準価格

・うんしゅうみかん

単位：円/kg

府県名	市場区分	15.16年産 補てん基準価格	(参考) 13,14年産補てん基準価格
全国	全市場平均	160	175
神奈川	全市場平均	110	125
静岡	全市場平均	185	205
愛知	全市場平均	145	170
三重	全市場平均	180	190
大阪	全市場平均	110	125
和歌山	全市場平均	160	185
広島	全市場平均	155	175
山口	全市場平均	150	165
徳島	全市場平均	135	140
香川	全市場平均	145	155
愛媛	全市場平均	175	190
高知	全市場平均	175	190
福岡	全市場平均	145	155
佐賀	全市場平均	145	155
長崎	全市場平均	150	160
熊本	全市場平均	155	165
大分	全市場平均	120	140
宮崎	消費地市場 地方市場	185 115	200 120
鹿児島	消費地市場 地方市場	170 130	180 135

・りんご

単位：円/kg

道県名	市場区分	15.16年産 補てん基準価格	(参考) 13,14年産補てん基準価格
全国	全市場平均	225	235
北海道	消費地市場 地方市場	195 135	200 135
青森	全市場平均	230	245
岩手	全市場平均	(新規) 205	—
秋田	全市場平均	185	200
山形	全市場平均	200	205
長野	全市場平均	245	250

3 需給調整対策の検証

(1) 対策の推進状況

ア 13年産対策

- うんしゅうみかんについては、春先に大幅な生産増加が見込まれたことから、生産出荷安定指針を策定し、需給調整を強化するとともに、りんごについては、適正生産出荷見通しを策定した。
- 生産現場においては、関係者が一丸となって、特別摘果等による生産量の調整を最優先に取り組んだ。
- このような取組により、うんしゅうみかんの収穫量は、128万トン（生産目標量に対し102%）、りんごの収穫量は、93万トン（同102%）と計画に近い水準となった。

イ 14年産対策

- うんしゅうみかん及びりんごについては、大幅な生産増加は見込まれないことから、それぞれ適正生産出荷見通しを策定した。
- うんしゅうみかんの生産量は113万トンで、適正生産量を2万トン下回り、また、出荷量は99万6千トンで、適正出荷量を2万9千トン下回り、計画的な生産出荷が行われた。
- りんごは、生産量が92万6千トンで、適正生産量を3万6千トン上回ったものの、出荷量は80万9千トンで、適正出荷量を9千トン上回り、計画に近い水準の生産出荷が行われた。

- 13年産うんしゅうみかん及びりんごの適正生産出荷見通し

うんしゅうみかん	生産目標量	125万トン※
りんご	適正生産量	91万トン

※ うんしゅうみかんについては、大幅な生産増加が見込まれたことから、適正生産出荷見通しに代えて、生産出荷安定指針を策定。

- 13年産うんしゅうみかん及びりんごの生産量・出荷量

	うんしゅうみかん		りんご	
	生産量	出荷量	生産量	出荷量
13年産実績(a)	128万t	113万t	93万t	83万t
適正生産出荷量(b)	125万t	111万t	91万t	82万t
比率(a/b×100)	102%	102%	102%	101%

資料：果樹生産出荷統計等

- 14年産うんしゅうみかん及びりんごの適正生産出荷見通し

うんしゅうみかん	適正生産量	115万トン
りんご	適正生産量	89万トン

- 14年産うんしゅうみかん及びりんごの生産量・出荷量

	うんしゅうみかん		りんご	
	生産量	出荷量	生産量	出荷量
14年産実績(a)	113万t	99.6万t	92.6万t	80.9万t
適正生産出荷量(b)	115万t	102.5万t	89万t	80万t
比率(a/b×100)	98%	97%	104%	101%

資料：果樹生産出荷統計等

ウ 15年産対策

① うんしゅうみかん

○ 15年のうんしゅうみかんは、おもて年となっており、過剰生産が懸念されることから、果樹農業振興特別措置法に基づき、食料・農業・農村政策審議会への諮問・答申を受け、「生産出荷安定指針」を平成15年5月28日に策定した。

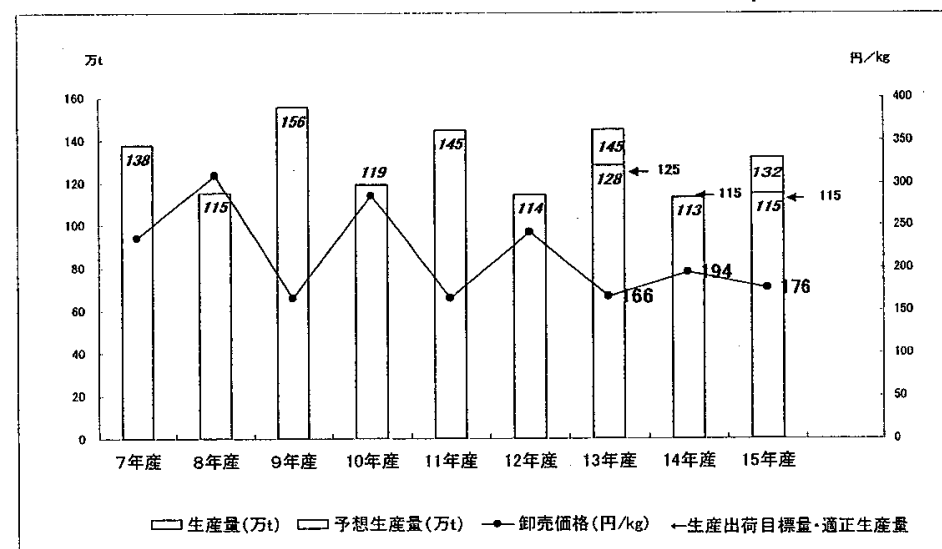
○ 本指針に基づき、平成15年6月6日に全国果実生産出荷安定協議会において全国生産出荷目標が策定され、府県別の生産出荷目標が決定された。

これを受け、府県・産地段階で生産出荷目標が策定され、産地において、隔年結果の是正及び生産量の調整効果が高い全摘果の推進等の計画的な生産出荷の取組が行われた。

○ 15年産うんしゅうみかん生産出荷安定指針

予想生産量	130～134 万トン
生産目標量	115 万トン
出荷目標量	102.5 万トン
生食用	86 万トン
加工原料用	16.5 万トン

○ うんしゅうみかんの生産量と卸売価格の推移



注：卸売価格は、1,2類都市市場の平均卸売価格（6月～翌5月）。15年産は、16年3月までの価格。
資料：果樹生産出荷統計、青果物卸売市場調査

- 産地では、適正生産量の達成に向けて、特別摘果を推進するとともに、収穫期までに仕上げ摘果、樹上選果を推進する等計画的な生産出荷に取り組んだ。

○県の実施事例

- ・産地ごとに生産出荷体制の現状分析を行い、体制の再構築に向けたアクションプログラムを策定し、計画的生産出荷を実現するため、対策の進捗状況を県をあげて確認。

○産地の実施事例

- ・摘果推進ののぼりの設置、ファックスによる生産者への通知、有線放送による広報により、計画生産を推進。
- ・管内各支部で夏期せん定講習会を実施、樹別交互結実法と均一安定生産技術の普及を推進。
- ・基盤整備とあわせて、計画的な改植を推進。
- ・作業等の経費の補助を行い摘果を推進。
- ・相互査察の実施や調査キャラバン隊による園地点検の実施。

- うんしゅうみかんは、特別摘果等の計画生産の取り組みが推進されたことに加え、極早生種を中心に8月中旬以降の高温・少雨により果実の肥大が進まず、また、9月以降の日焼け果等の発生により、うんしゅうみかんの生産量は、適正生産量115万トンを下回った114万7千トンとなった。

○ うんしゅうみかんの生産量・出荷量

	生産量	出荷量
15年産(a)	114.7万 t	101.4万 t
適正生産出荷量(b)	115 万 t	102.5万 t
比率(a/b×100)	100%	99%

資料：平成15年産みかんの収穫量及び出荷量（統計部）

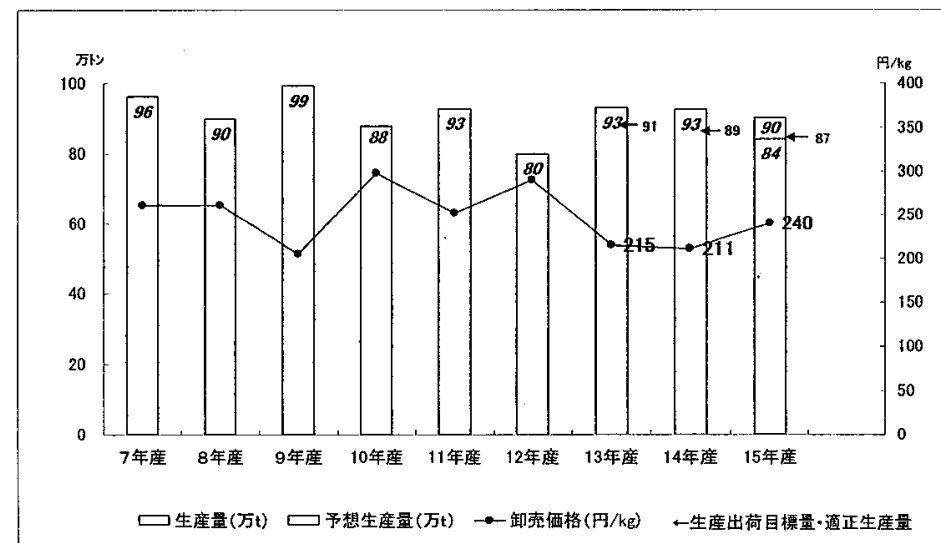
② りんご

- 食料・農業・農村政策審議会の意見を踏まえ、「適正生産出荷見通し」を平成15年5月28日に策定した。
- 本見通しに基づき、平成15年6月4日に全国果実生産出荷安定協議会において全国生産出荷目標が策定され、道県別の生産出荷目標が決定された。
これを受け、道県・産地段階で生産出荷目標が策定され、産地において、適正な着果量を確保するため、摘果の推進等の計画的な生産出荷の取組が行われた。

- 15年産りんご適正生産出荷見通し

予想生産量	90	万トン程度
適正生産量	87	万トン
適正出荷量	78	万トン
生食用	63.5	万トン
加工原料用	14.5	万トン

- りんごの生産量と卸売価格の推移



注：卸売価格は、1,2類都市市場の平均卸売価格（8月～翌7月）。15年産は、16年3月までの価格。
資料：果樹生産出荷統計、青果物卸売市場調査

- 産地では、高品質果実の生産のため、摘果、仕上げ摘果、樹上選果を推進した。特に、主産県の青森県では、「りんご適正着果量確保推進運動」を全県的に展開し、収穫期まで良品生産のための摘果を推進した。

○県の取組事例

- ・青森県では、全県をあげて、「りんご適正着果量確保推進運動」を展開し、適正着果ののぼりの設置やチラシの配付による啓発、「適正着果量確保推進期間」（～7月中旬）、「適正着果量見直し強化期間」（7月中旬～8月中旬）、「樹上選果推進期間」（8月下旬～）の3期間に分けて運動を重点的に実施。

○産地の取組事例

- ・N県で既に導入されているイエローカード制度を採用、摘果が不十分な園地に、必要な摘果の程度を明記したイエローカードを提示し、生産者に速やかな摘果を指導。
- ・大玉生産の目安として「樹上選果板」を作成、配布。

- 各産地では、高品質果実の生産のための仕上げ摘果や樹上摘果により、ほぼ計画に近い水準の生産出荷が見込まれていたが、その後、主産県の青森県で台風等の気象災害による落果や傷果の発生により、りんごの生産量は、適正生産量87万トンの97%の84万2千トンとなった。

○ りんごの生産量・出荷量

	生産量	出荷量
15年産(a)	84.2万 t	74.7万 t
適正生産出荷量(b)	87.0万 t	78.0万 t
比率(a/b×100)	97%	96%

資料：平成15年産りんごの収穫量及び出荷量（統計部）

(2) 価格動向

ア 13年産の価格動向

① うんしゅうみかん

○ 13年産うんしゅうみかんの卸売数量は、うら年であった前年を大きく上回り、9月から3月までの卸売数量は前年に比べ121%となった。

○ 卸売価格は、低水準で推移してきたが、その要因としては、

- ① 卸売数量が前年を大きく上回ったこと、
 - ② 好天により出荷が早まらざるを得なくなったこと、また、地方市場の不振により、大都市市場の入荷量が増加したこと、
 - ③ 景気の悪化、特に個人消費の悪化に伴い、生鮮食料品全般の売れゆきが悪化したこと、
 - ④ このため、卸売価格についても青果物全般について低迷したこと。
- 等が考えられる。

○京浜市場におけるうんしゅうみかんの卸売数量と価格の推移

(単位:t、円/kg、%)

		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
卸売数量	13年産	4,540	31,865	47,626	69,303	26,775	19,571	6,170	205,850
	12年産	3,358	28,358	39,534	59,274	22,443	12,520	4,044	169,531
	対前年比	135	112	120	117	119	156	153	121
卸売価格	13年産	187	180	144	141	150	161	171	153
	12年産	238	170	220	239	268	276	241	230
	対前年比	79	106	65	59	56	58	71	67

資料:日園連調べ

○露地みかんの出荷実績

	9、11年平均	13年産	対9、11年平均比
4大市場	400千t	392千t	98%
うち京浜	202千t	206千t	102%
地方市場	220千t	205千t	93%

注:1) 9月~翌年3月までの販売実績

2) 4大市場は、京浜、京浜衛星、京阪神、名古屋

資料:柑橘販売年報(日園連)

○食料品販売額の前年同月比(チェーンストア販売統計)

(単位:%)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
食料品	▲2.5	▲5.6	▲1.7	▲1.9	▲0.7	▲2.2	1.2
うち生鮮品	▲5.4	▲7.9	▲5.8	▲6.6	▲0.3	▲2.2	▲3.7

注:数値は既存店ベース

資料:チェーンストア販売統計

② りんご

- 13年産りんごの卸売数量は、夏期の高温小雨のため生産量が例年より少ない前年を大きく上回り、8月から4月までの卸売数量は前年に比べ125%となった。

- 卸売価格は、低水準で推移してきたが、その要因としては、

- ① 卸売数量が前年を大きく上回ったこと、
 - ② ふじの貯蔵性により出荷が早まらざるを得なくなったこと、また、地方市場の不振により、大都市市場の入荷量が増加したこと、
 - ③ 景気の悪化、特に個人消費の悪化に伴い、生鮮食料品全般の売れゆきが悪化したこと、
 - ④ このため、卸売価格についても青果物全般について低迷したこと、
- 等が考えられる。

○京浜市場におけるりんごの卸売数量と価格の推移

(単位:t、円/kg、%)

		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	累計
卸売数量	13年産	2,976	9,099	11,730	12,123	9,573	8,082	9,109	9,502	7,954	80,148
	12年産	2,637	7,877	10,018	10,297	7,469	6,402	6,657	7,132	5,840	64,329
	対前年比	113	116	117	118	128	126	137	133	136	125
卸売価格	13年産	346	293	268	231	196	176	166	178	201	221
	12年産	343	264	272	278	301	294	298	294	307	289
	対前年比	101	111	99	83	65	60	56	61	65	77

資料:日園連調べ

○りんご(ふじ)の出荷実績

	9、11年平均	13年産	対9、11年平均比
1 類都市市場	88千t	97千t	110%
うち京浜	36千t	38千t	107%
2 類都市市場	83千t	83千t	100%

注:1) 10月～翌年3月までの販売実績

2) 1類都市市場は、人口100万人以上の都市等の市場、2類市場は、1類都市市場を除く、人口20万人以上の都市の市場

資料:青果物卸売市場調査報告等

○食料品販売額の前年同月比(チェーンストア販売統計)

(単位:%)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
食料品	▲2.5	▲5.6	▲1.7	▲1.9	▲0.7	▲2.2	1.2
うち生鮮品	▲5.4	▲7.9	▲5.8	▲6.6	▲0.3	▲2.2	▲3.7

注:数値は既存店ベース

資料:チェーンストア販売統計

イ 14年産の価格動向

① うんしゅうみかん

○ 14年産うんしゅうみかんの卸売数量は、10月まではほぼ前年並みであったが、11月に入り減少し、9月から3月までの卸売数量は前年に比べ83%となった。

○ 卸売価格については、10月に昨年比の92%と低下したが、11月以降、卸売数量が前年より減少したことにより、前年を上回って推移した。しかし、1月以降、卸売価格は大きく低下した。この要因としては、

- ① 極早生みかんの出荷量がおもて年並みであったこと、
- ② 果実の糖は高かったが、酸抜けが悪く、酸高の果実を消費者が敬遠したこと、
- ③ 果実の酸が高く、生産者が酸を減少させるまで出荷を遅らせたため、年末に出荷が集中し、1月に過剰な在庫を抱えたこと、等が考えられる。

○京浜市場におけるうんしゅうみかんの卸売数量と価格の推移

(単位:t、円/kg、%)

		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
卸売数量	14年産	4,652	30,691	38,200	53,751	21,513	16,688	6,253	171,748
	13年産	4,540	31,865	47,626	69,303	26,775	19,571	6,170	205,850
	対前年比	102	96	80	78	80	85	101	83
卸売価格	14年産	246	166	196	202	170	177	191	189
	13年産	187	180	144	141	150	161	171	153
	対前年比	132	92	136	143	113	110	112	123

資料:日園連調べ

○露地みかんの酸度

単位:%

	11月5日	12月5日	12月25日
14年産	1.17	1.00	0.99
13年産	0.79	0.70	0.69
過去10年平均	0.83	0.77	0.85

資料:日園連調べ

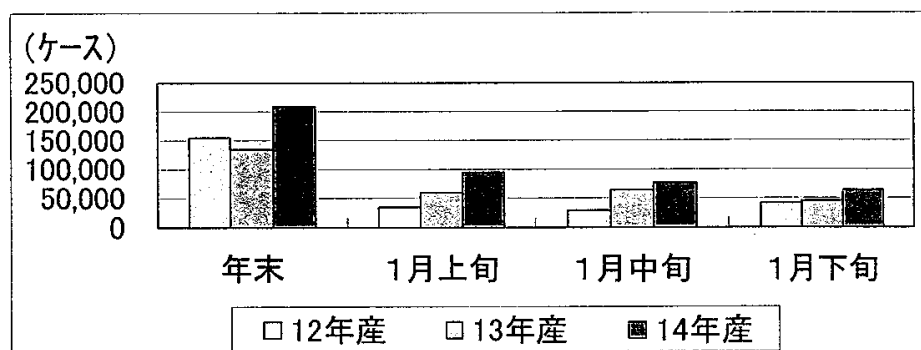
○京浜市場における年末販売量

単位:t

	12月中旬	12月下旬
14年産	17,782	25,772
12年産	20,651	22,713

資料:日園連調べ

○東京都中央卸売市場内卸売会社A社の残荷量



② りんご

○ 14年産りんごの卸売数量は、8月は前年より2割程度上回ったものの、9月以降は前年並みに推移した。

○ 卸売価格は、9月に昨年比の71%まで低下し、11月以降、やや回復したものの、依然として低い水準で推移した。この要因としては、例年より開花期が異常に早いこともあり、

- ① 早生種の「つがる」で果肉の軟質化による品質の低下等の影響を受けたこと、
 - ② 果実の肥大が早く、出荷時期が前進したため、特定の時期に出荷が集中したこと、
 - ③ 晩生種の「ふじ」での実われ果の発生、更に流通段階で果肉に褐変が発生したこと、
- 等が考えられる。

○京浜市場におけるりんごの卸売数量と価格の推移

(単位:t、円/kg、%)

		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	累計
卸売数量	14年産	3,577	8,799	11,742	12,471	8,829	7,479	8,611	8,854	7,217	77,580
	13年産	2,976	9,099	11,730	12,123	9,573	8,082	9,109	9,502	7,954	80,148
	対前年比	120	97	100	103	92	93	95	93	91	97
卸売価格	14年産	308	208	223	210	187	181	182	193	224	207
	13年産	346	293	268	231	196	176	166	178	201	221
	対前年比	89	71	83	91	95	103	110	108	111	94

資料：日園連調べ

○京浜市場におけるふじの出荷実績

単位:t、%

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
青森県	14年産	439	2,031	2,837	4,610	5,977	6,632	22,526
	13年産	237	1,042	2,564	4,658	6,301	7,247	22,049
	対前年比	185	195	111	99	95	92	102
長野県	14年産	599	2,724	1,602	252	102	85	5,364
	13年産	322	2,469	1,756	310	176	119	5,152
	対前年比	186	110	91	81	58	72	104
全国	14年産	1,366	8,534	7,383	5,971	6,751	6,837	36,842
	13年産	931	7,811	7,927	6,480	7,439	7,530	38,118
	対前年比	147	109	93	92	91	91	97

資料：日園連調べ

○平成14年産りんごの開花日

	青 森 県		長 野 県	
	つがる	ふ じ	つがる	ふ じ
14年産	4月24日	4月24日	4月17日	4月17日
平 年 差	15日早い	16日早い	12日早い	13日早い

資料：果樹花き課調べ

○平成14年産りんごの品質低下に関する流通関係者からの聞き取り

- ・つる割れりんごが多かった（大手量販店）。
- ・熟度が進んだりんごは冷蔵ケースでの販売となり、売り場面積を縮小した（大手量販店）。
- ・つる割れ果、着色不良果が多かった（仲卸会社）。
- ・開花が早く、果肉先行、日持ちが悪かった（卸売会社）。

資料：果樹花き課調べ

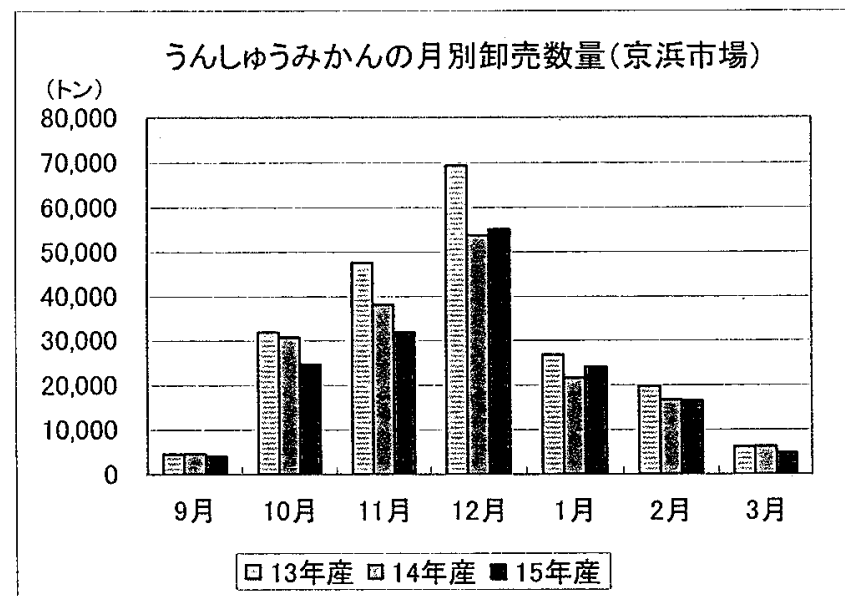
ウ 15年産の価格動向

① うんしゅうみかん

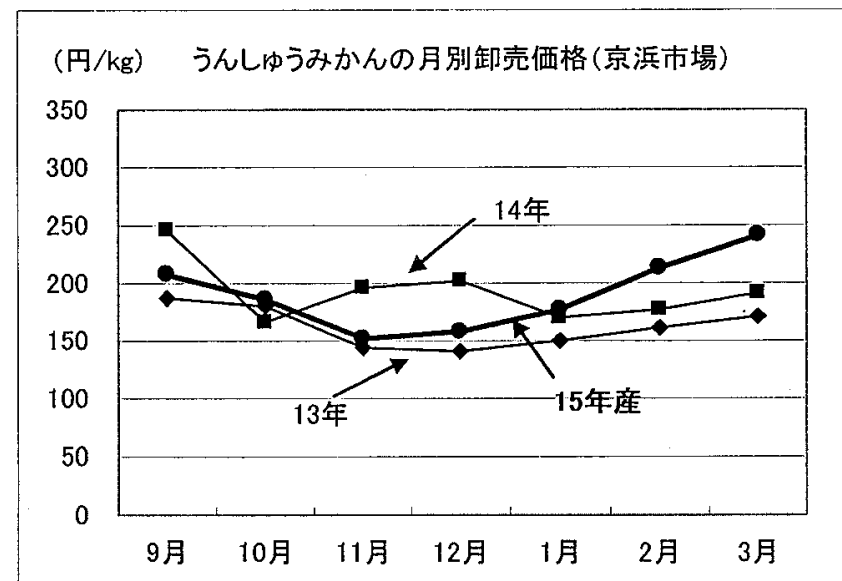
○ 15年産うんしゅうみかんの卸売数量は、10月出荷の極早生種が小玉傾向で、また、日焼け果等を樹上選果したため、11月までの出荷量は、前年に比べ8割程度となったが、12月、1月の出荷量は前年を若干上回り、3月までの出荷量は前年の9割程度となっている。

○ 一方、卸売価格は、卸売数量が前年を大きく下回ったこと等から、10月は前年比112%となったが、11月、12月の卸売価格は低下し、前年比の8割程度となった。

しかし、12月中旬以降、普通みかんが出荷され、主産県の果実の品質が良いこともあり、価格は前年並みに回復し、年明け以降は前年を上回っていることから、3月までの累計では、対前年比の94%となっている。



資料：日園連調べ



資料：日園連調べ

○ 11月に卸売価格が低下した要因としては、

- ① 果実が小玉傾向で、平均価格を押し下げたこと、
- ② 夏の天候が多雨、寡照で極早生、早生みかんの糖度が低かったこと、
- ③ 早生みかんが出荷されたが、主産地の高温多雨により果実の体質が弱く、腐敗果や棚持ちの悪い果実が発生したこと、
- ④ 消費地が高温でかつ天候が悪く、購買行動がさらに鈍ったこと、
- ⑤ 消費者の食料消費支出が低下しており、量販店でも生鮮品の販売額が大きく前年を割り込む状況が続いていること、
等が考えられる。

○ 1世帯あたりの食料消費支出額（全世帯）

	12年	13年	14年	15年
8月	86,465 円	84,299 円	84,645 円	82,059 円
9月	76,864 円	75,627 円	75,494 円	73,118 円
10月	79,332 円	76,372 円	75,494 円	75,233 円
11月	76,566 円	74,751 円	75,089 円	73,966 円

資料：家計調査年報

○ 15年産露地みかんの階級比率（S県：11/27までの出荷）

単位：%

	2L	L	M	S	2S
平成15年産	4	18	43	33	2
平成14年産	10	26	40	23	1

資料：日園連調べ

○ 大田市場における露地みかんの糖度

	平成15年産	平成14年産
10月15日	10.3度	11.2度
10月25日	10.8度	11.4度
11月5日	11.2度	12.9度
11月15日	11.0度	12.9度
11月25日	11.4度	12.6度

資料：日園連調べ

○ みかん主産地における11月の天候

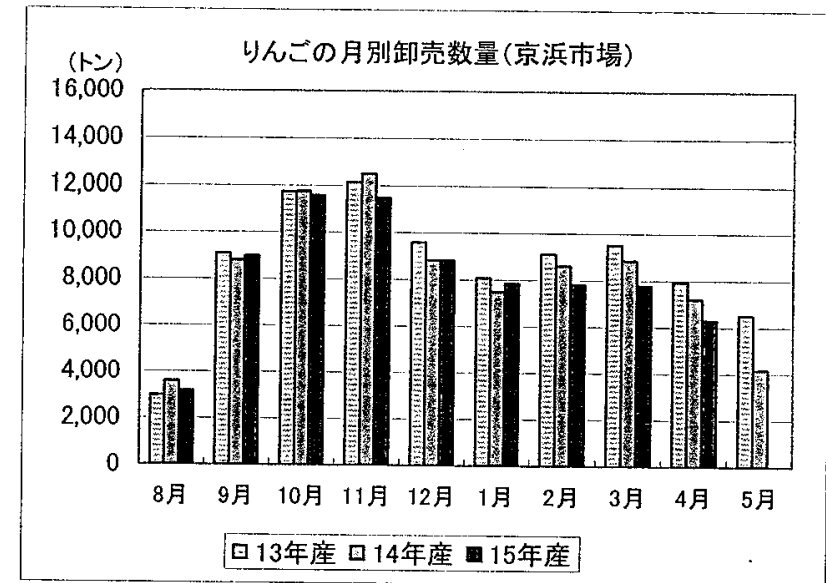
	平均気温			降水量			観測開始年
		平年差	これまでの最高		平年比	これまでの最高	
松山	15.3℃	+2.3℃	14.6℃	155.5mm	248%	143.4mm	1890
熊本	16.3℃	+3.6℃	15.2℃	193.5mm	271%	192.0mm	1891

○ 11月上旬の東京の天候

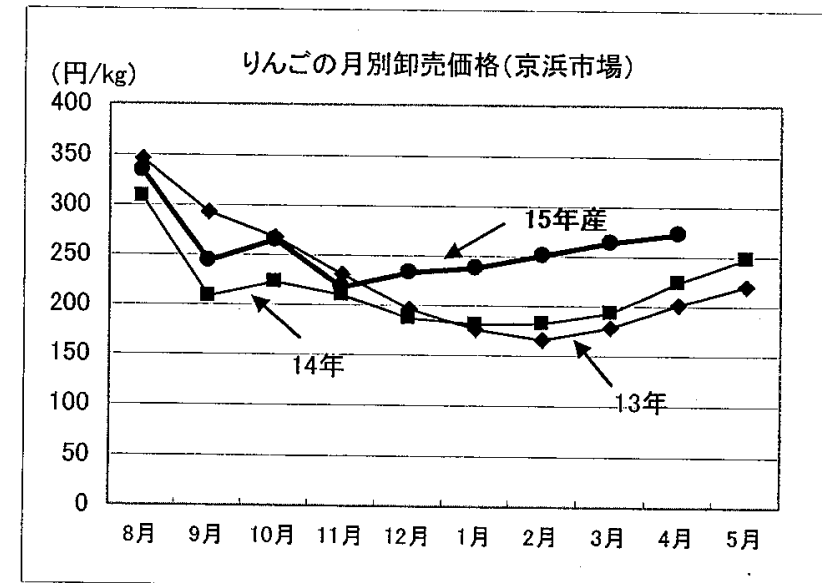
	平成15年	対平年比(差)
日照時間	19.9時間	43%
平均気温	17.2℃	+2.4℃
降水量	58.5mm	186%

② りんご

- 15年産りんごの卸売数量は、冷夏等の影響による早生りんごの生育の遅れ等から、8月は前年比89%となったが、9月、10月は前年並みで、11月は前年比の92%、1月には前年を上回り、4月までの累計で対前年比95%となっている。
- 卸売価格は、10月までは前年よりかなり高めに推移したが、11月に入り、やや低下した。
12月以降、卸売価格が再び上昇し、年明け以降も前年を大きく上回っていることから、4月までの累計で対前年比の121%となっている。



資料：日園連調べ



資料：日園連調べ

○ 10月までの卸売価格は、8月は卸売数量が前年を下回ったこと、その後、早生種「つがる」で、山形から長野、青森への産地間リレーが順調に進んだこと、それ以降もジョナゴールド等の中生種への切り替えが順調に進んだこと等から、前年よりかなり高めに推移した。

- 11月に入り、卸売数量が少ないものの、
- ① 山形県産ふじが前進出荷されたこと、
 - ② 消費地が高温でかつ天候が悪く、購買行動が鈍ったこと、
 - ③ 消費者の食料消費支出が低下しており、量販店でも生鮮品の販売額が大きく前年を割り込む状況が続いていること、
- 等から卸売価格が下がった。
- その後、後発産地の青森県の出荷が抑制され、品質も良かったことから、12月以降卸売価格が再び上昇した。

○京浜市場におけるふじの卸売数量、価格の推移

単位:t、円/kg、%

			10月				11月			
			上旬	中旬	下旬	月計	上旬	中旬	下旬	月計
全国	15年産	数量	238	272	1,389	1,899	2,363	2,983	2,907	8,253
		価格	372	365	295	314	252	217	209	224
	対前年比	数量	130	158	137	139	116	90	90	97
		価格	110	113	91	96	89	98	115	101
山形	15年産	数量	60	51	643	753	1,109	1,329	1,087	3,525
		価格	313	317	282	287	229	184	173	195
	対前年比	数量	227	361	325	316	169	103	103	118
		価格	127	127	93	98	85	91	112	97

資料:日園連調べ

○11月上旬の東京の天候

	平成15年	対平年比(差)
日照時間	19.9時間	43%
平均気温	17.2℃	+2.4℃
降水量	58.5mm	186%

(3) 対策の検証

ア 生産調整

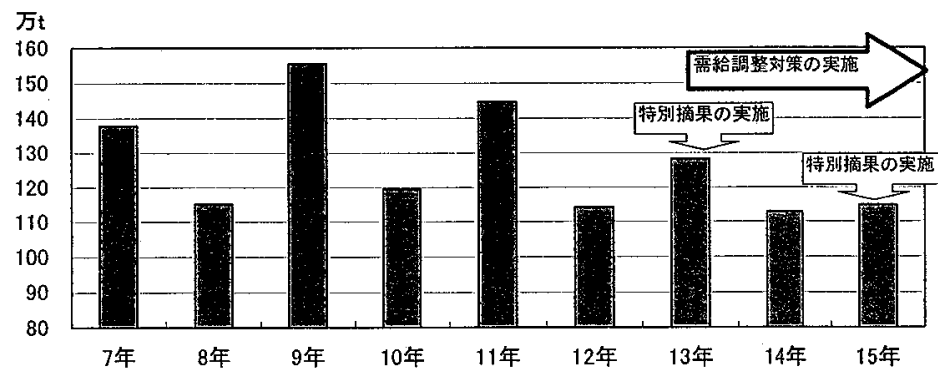
○ うんしゅうみかんについては、各年ごとの生産量の変動を是正するに当たって、生産量の調整の効果が高く、生産性の向上のために有効で実施の確認が容易な方法を特別摘果として全果協が定め、指針が策定された場合には特別摘果により需給調整を強化している。

○ うんしゅうみかんについては、指針の策定を受け、おもて年であった平成13年、15年に全国で特別摘果が実施され、隔年結果性が是正されつつある。

○うんしゅうみかんの特別摘果の内容

改植・高接	うんしゅうみかんからうんしゅうみかんの優良品種その他果実への改植又は高接
全摘果	園地、樹又は半樹ごとに全く結実させないようにさせるためのせん定又は摘果
間伐・大枝切り	園地ごとに一定面積以上の樹を伐採する間伐又は樹の主枝を一定割合以上切除する大枝切り

○うんしゅうみかんの生産量の年次変動



	7年産	8年産	9年産	10年産	11年産	12年産	13年産	14年産	15年産
生産量	138	115	156	119	145	114	128	113	115
(対前年差)		▲ 23	40	▲ 36	25	▲ 30	14	▲ 15	2

資料: 果樹生産出荷統計

イ 出荷調整

① うんしゅうみかん

○ うんしゅうみかんについては、全果協かんきつ部会において販売対策等を策定し、生食用果実の価格安定を図るための品質管理の徹底、計画出荷の励行、品種ごとの適正出荷時期での出荷を推進している。

○ 具体的には、

- ① 出荷時期別の品質基準の厳守
- ② 2S以下、3L以上の果実を市場出荷しない
- ③ 10地域市場向け出荷計画の樹立と産地段階までの徹底
- ④ 休市明けの販売量を平常の20%増以内に抑制
- ⑤ 品質管理を徹底し、腐敗果等の発生を防止等の販売対策を講じている。

○ 大田市場における15年産露地みかんの品質分析結果では全果協かんきつ部会で策定した品質基準（目標）を下回る果実も見られ、10月14日の調査では、品質基準（目標）を下回る果実も出荷されている。

○ 東京都中央卸売市場における日別出荷量は変動が大きく、休市明けの販売量は休市前の2倍近くになる場合もある。

○ 出荷時の品質基準（市場到着時の目標）

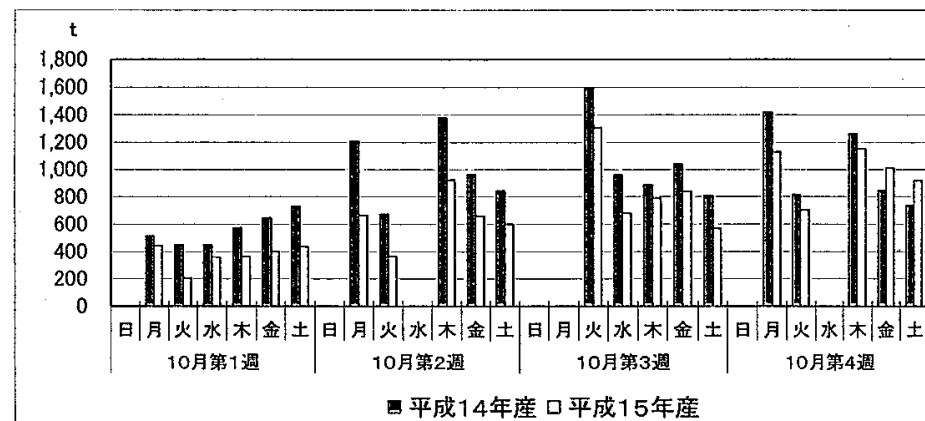
出荷時期	糖 度	酸 度
9 月	9.0度以上	1.0%以下
10 月	10.0度以上	1.0%以下
11 月以降	11.0度以上	0.9%以下

○ 大田市場における15年産露地みかんの品質分析結果

	10月14日	
	糖	酸
全国平均	10.3 度	0.83 %
A県	9.3 度	0.84 %
B県	10.3 度	0.83 %

資料：日園連調べ

○ 東京都中央卸売市場におけるうんしゅうみかんの日別出荷量



資料：東京都中央卸売市場日報

○ また、価格低下時には、低品位果実も出荷される傾向にあり、全国の主要都市の市場における15年産早生みかんの出荷（11月17日～12月29日）を見ると、出荷件数の約半数が100円/kg以下の果実となっている。

○ このように、県により、農協・選果場単位まで全果協かんきつ部会で策定した対策が徹底されていないのが現状であり、特定時期への出荷の集中や低品位果実の市場出荷が卸売価格を低下させる要因となっている。

○ 今後、生産者団体を中心として、出荷販売対策を強化するとともに、産地段階までこうした対策を徹底させる体制整備が必要である。

○平成15年産早生みかんにおける100円/kg以下の果実の出荷状況（11月17日～12月29日：中値）

単位：件、%

	出荷件数 C	100円以下 D	シェア D/C
静岡県	503	140	28%
和歌山	2,062	711	34%
広島	483	272	56%
愛媛	1,030	370	36%
福岡	396	264	67%
佐賀	404	257	64%
長崎	417	171	41%
熊本	1,313	885	67%
全国	8,037	4,023	50%

資料：生鮮食料品流通情報調査・青果物市況情報（統計部）

注1：「出荷件数」は、日別に高値、中値又は安値の価格が報告されたものの合計。「100円以下」は「出荷件数」のうち価格が100円以下と報告のあったもの。

注2：対象市場は、全国の主要都市の55市場。

② りんご

○ りんごについては、全果協落葉部会りんご委員会においてりんご対策を策定し、生産対策を強化するとともに出荷対策、販売対策を講じている。

○ 出荷対策については、具体的に

- ① 主要品種ごとの出荷計画の樹立と計画的な出荷
- ② 出荷計画及び実績の集約と情報提供
- ③ 障害果の摘果と樹上選果の徹底
- ④ 適期収穫の励行、選果及び品質管理の徹底
- ⑤ つがるについては軟果品の出荷停止、ふじについては適切な貯蔵に留意し褐変対策を徹底等の対策を講じている。

○ 平成13、14年産については、つる割れ果、蜜入り果が多いこともあり、青森県がふじの極端な前進出荷を行い、年内出荷量を大幅に増やした。このため卸売価格は低迷した。

○京浜市場におけるふじの出荷量

単位:t

		10月	11月	12月	年内出荷
青森	13年産	237	1,042	2,564	3,843
	対前年比	465%	158%	174%	176%
	14年産	439	2,031	2,837	5,307
	対前年比	185%	195%	111%	138%
長野	13年産	322	2,469	1,756	4,547
	対前年比	96%	90%	82%	87%
	14年産	599	2,724	1,602	4,925
	対前年比	186%	110%	91%	108%

資料：日園連調べ

○りんご主産県の年内出荷と卸売価格

単位:t、円/kg

		13年	14年	15年
京浜市場 出荷量	全 国	45,501	45,419	44,043
	青 森	17,030	18,187	16,160
	長 野	8,358	9,470	8,956
京浜市場 卸売価格	全 国	221	207	250
	青 森	211	207	259
	長 野	274	261	283

資料：日園連調べ、果樹花き課調べ

注：卸売価格は4月末までの累計

○ 平成15年産りんごについては2年連続した安値市況を受け、市況安定化対策として出荷のピーク時期に大消費地市場を対象として出荷調整を行う販売対策を決定した。

○ 平成15年産つがるについては、果実肥大及び着色が良好で、出荷が前年より早まると見込まれたことから、早出し産地は前進出荷を進め、産地間リレーを円滑に行う販売対策を講じた。

○ 平成15年産りんごは生産量が少ないと見込まれる状況にありながら、11月に価格が低迷したため、主産県は、「りんご緊急対策会議」を開催し、出荷調整を申し合わせた。
その後、後発産地の青森県の出荷が抑制され、品質も良かったことから、12月以降卸売価格が上昇した。

○ 今後とも、価格安定を図っていくためには、生産者団体を中心とした出荷調整を積極的に推進していくことが不可欠である。

○市況安定化対策の具体的な方策

- ・ 下位等級品（例：出荷経費を確保できない価格の果実等）、傷病果等の出荷停止。
- ・ 糖度・硬度等に配慮した適熟の高品質果実の出荷等、出荷基準の引き上げ。
- ・ 休市明けの出荷量は平常日出荷量を勘案して調整。

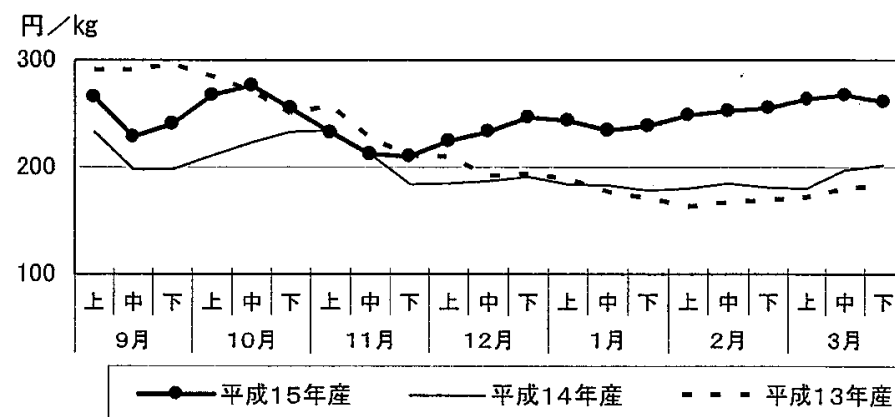
○全果協落葉部会りんご委員会におけるつがるの販売対策

- ・ 適期収穫を前提に前進出荷を推進。
- ・ 特定時期に集中した出荷とならないよう、産地間リレーを円滑に推進。
- ・ 小玉果及び下位等級品については、価格形成市場への出荷を自粛。

○「りんご緊急対策会議」における申し合わせ事項

- ・ 下位等級品の当面の間の自主的な出荷規制。
- ・ 入荷増が見込まれる休み明けの出荷量を通常時の2～3割減まで抑制。

○京浜市場におけるりんごの卸売価格の推移



資料：日園連調べ

4 経営安定対策の検証

(1) 対策の推進状況

ア 13年産

うんしゅうみかん及びりんごの卸売価格は、消費者の低価格指向が消費全般に定着してきているため、低水準で推移した。

この結果、うんしゅうみかんは、計画的生産出荷に取り組んだにもかかわらず、全19府県で補てんが行われ、りんごについても出荷期間が比較的遅い2県で補てんが行われた。

○ 平成13年産うんしゅうみかん及びりんごの経営安定対策の補てん金交付額

		当該年産 価 格	補 て ん 基準価格	交 付 額	1 農家当 り交付額	備 考
		円/kg	円/kg	億円	千円	
み か ん	全 国			118	275	対策加入県 19府県 補てん対象県 19府県
	静 岡	161	205	16	296	
	和歌山	135	185	19	387	
	愛 媛	142	190	29	290	
	福 岡	129	155	5	326	
	佐 賀	125	155	11	303	
	長 崎	134	160	7	234	
	熊 本	138	165	13	471	
り ん ご	全 国			33	436	対策加入県 5 道県 補てん対象県 2 道県
	青 森	204	245	32	483	
	山 形	216	205	—	—	
	長 野	262	250	—	—	

イ 14年産

14年産うんしゅうみかんは、ほぼ計画的な生産出荷量となったものの、果実の酸が高く、消費者が敬遠したこと、年末に出荷が集中し、1月に過剰な在庫の発生したこと等により、同じうら年であった12年産と比較すると、卸売価格が低い水準で推移し、12府県に補てんが行われた。

また、りんごについても、特定の時期への出荷の集中、晩生種の「ふじ」での実われ果や果肉の褐変の発生による品質の低下等から、卸売価格が低い水準で推移し、全5道県で補てんが行われた。

○ 平成14年産うんしゅうみかん及びりんごの経営安定対策の補てん金交付額

		当該年産 価 格	補 て ん 基準価格	交 付 額	1 農家当 り交付額	備 考
		円/kg	円/kg	億円	千円	
み か ん	全 国			34	142	対策加入県 19府県 補てん対象県 12府県
	静 岡	186	205	10	187	
	和歌山	148	185	15	330	
	愛 媛	202	190	—	—	
	福 岡	153	155	0.3	20	
	佐 賀	140	155	4	133	
	長 崎	162	160	—	—	
	熊 本	166	165	—	—	
り ん ご	全 国			39	219	対策加入県 5 道県 補てん対象県 5 道県
	青 森	206	245	32	469	
	山 形	174	205	1	67	
	長 野	238	250	5	55	

ウ 15年産

15年産うんしゅうみかんは、目標を下回る生産出荷量になると見込まれるものの、冷夏、11月の高温多雨により果実の品質が低下したこと等により、前年産と比較すると、卸売価格が低い水準で推移し、12府県に補てんが行われる見込みである。

また、りんごについては、目標を下回る生産出荷量になると見込まれ、また、果実の品質も過去2年と比べ良いことから、前年産と比較すると、卸売価格が高い水準で推移し、全道県で補てんが行われない見込みである。

※対象出荷期間

みかん：3月まで

りんご：県により1月まで～5月まで

○ 平成15年産うんしゅうみかん及びりんごの経営安定対策の補てん金交付額（最大見込額：契約数量ベース）

		15年産 価 格	補 て ん 基準価格	交 付 額 (最大見込額) (注2)	1農家当たり 交付額 (最大見込額) (注3)	備 考
		円/kg	円/kg	億円	千円	
み か ん	全 国			55	157	
	静 岡	197	185	—	—	対策加入県 18府県 補てん対象県 12府県
	和歌山	145	160	12	174	
	愛 媛	153	175	14	141	
	福 岡	126	145	3	203	
	佐 賀	143	145	1	23	
	長 崎	154	150	—	—	
	熊 本	134	155	11	377	
り ん ご	全 国			—	—	対策加入県
	青 森	250	230	—	—	6 道県
	山 形	202	200	—	—	補てん対象県
	長 野	293	265	—	—	0 道県
	(注1)	236	225	—	—	

注1：長野県は、上段が8～10月、下段が11～2月の期間区分のものを記載。

注2：契約数量ベースで最大見込額を推定（青森については4月末までの価格）。

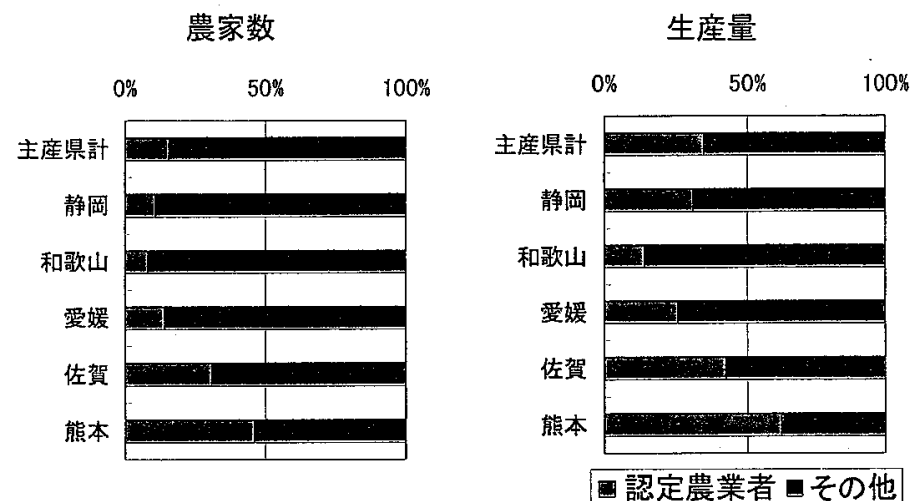
(2) 対策の検証（農業経営、生産構造への影響）

ア 経営安定対策加入生産出荷組織における認定農業者

- うんしゅうみかんについては、経営安定対策加入生産出荷組織内の認定農業者数の割合は主産県合計で16%であるが、生産量の割合は35%となっている。

県により構成割合の差が大きく、和歌山県では生産量の割合が14%であるのに対し、熊本県では生産量の割合は62%を占めている。

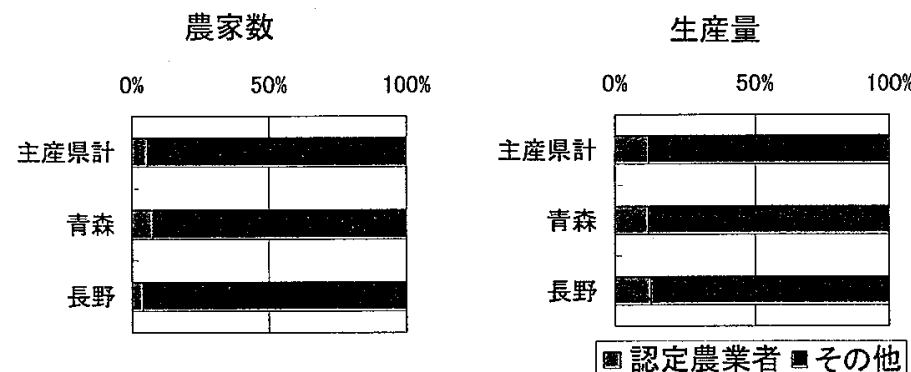
○対策加入組織における認定農業者の構成割合（うんしゅうみかん）



資料：果樹花き課調べ

- りんごについては経営安定対策加入生産出荷組織内の認定農業者数の割合は青森県で8%、長野県で4%であり、生産実績の割合は青森県で12%、長野県で13%となっている。

○対策加入組織における認定農業者の構成割合（りんご）

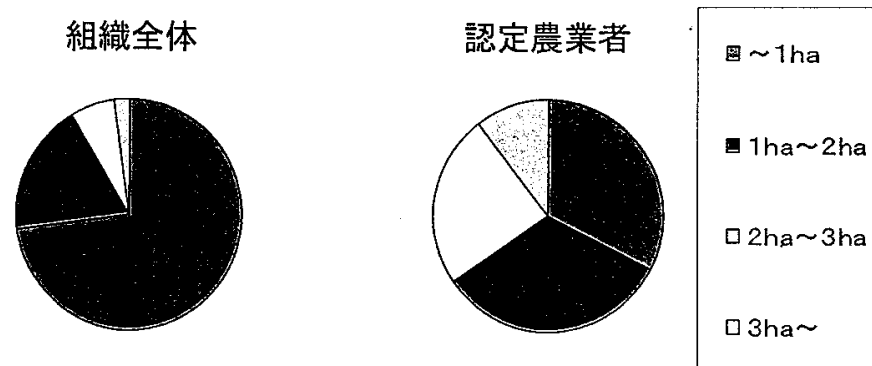


資料：果樹花き課調べ

イ 対策加入生産出荷組織の経営規模

- うんしゅうみかんについては、経営安定対策に加入している生産出荷組織内全体では1ha未満の経営規模の農家が73%を占めているが、組織内の認定農業者は、1ha未満の経営規模が32%で、2ha以上の経営規模が35%となっている。

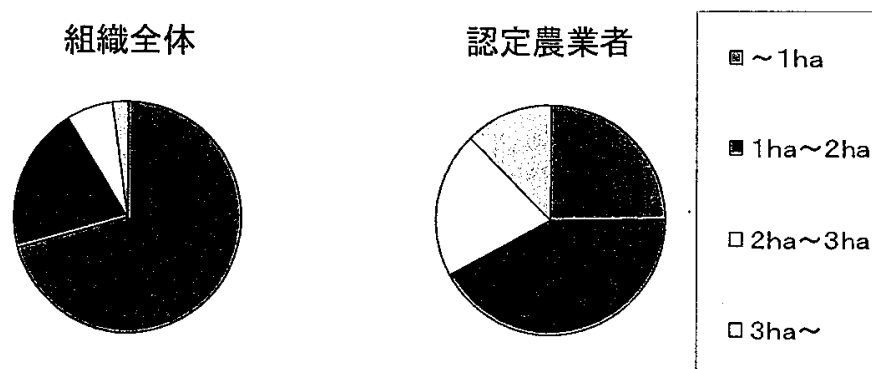
- うんしゅうみかんの経営安定対策加入生産出荷組織の経営規模別農家数構成



資料：果樹花き課調べ

- りんごについては、経営安定対策に加入している生産出荷組織内全体では1ha未満の経営規模の農家が71%を占めているが、組織内の認定農業者は、1ha未満の経営規模が25%で、2ha以上の経営規模が35%となっている。

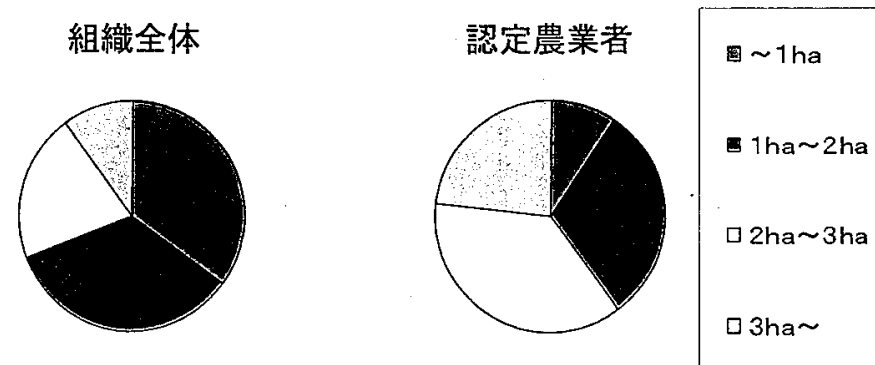
- りんごの経営安定対策加入生産出荷組織の経営規模別農家数構成



資料：果樹花き課調べ

- うんしゅうみかんについては、経営安定対策に加入している生産出荷組織内全体では2ha未満の経営規模の農家が生産実績の69%を占めているが、組織内の認定農業者のうち、2ha以上の経営規模で生産実績の60%を占めている。

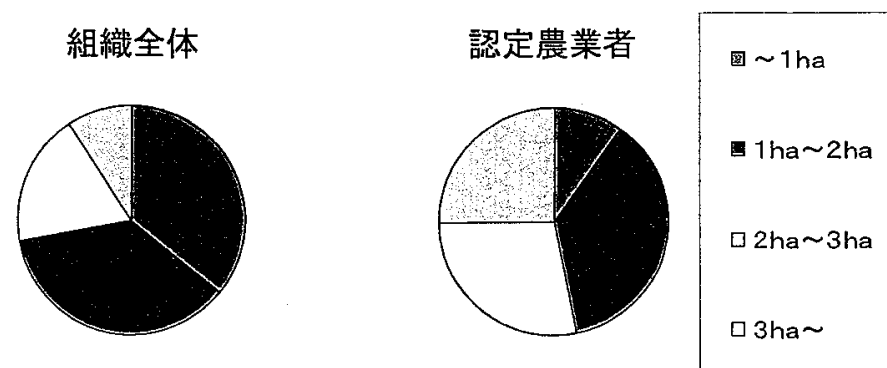
- うんしゅうみかんの経営安定対策加入生産出荷組織の経営規模別生産実績



資料：果樹花き課調べ

- りんごについては、経営安定対策に加入している生産出荷組織内全体では2ha未満の経営規模の農家が生産実績の72%を占めているが、組織内の認定農業者のうち、2ha以上の経営規模で生産実績の53%を占めている。

- りんごの経営安定対策加入生産出荷組織の経営規模別生産実績



資料：果樹花き課調べ

ウ 認定農業者の販売収入における経営安定対策の補てん金

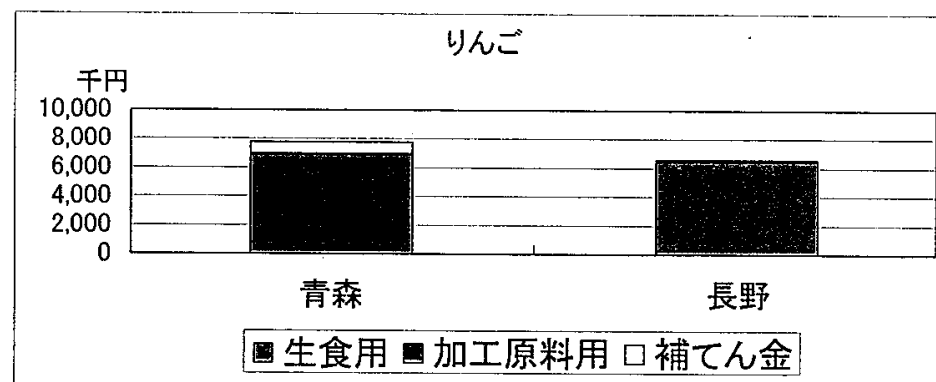
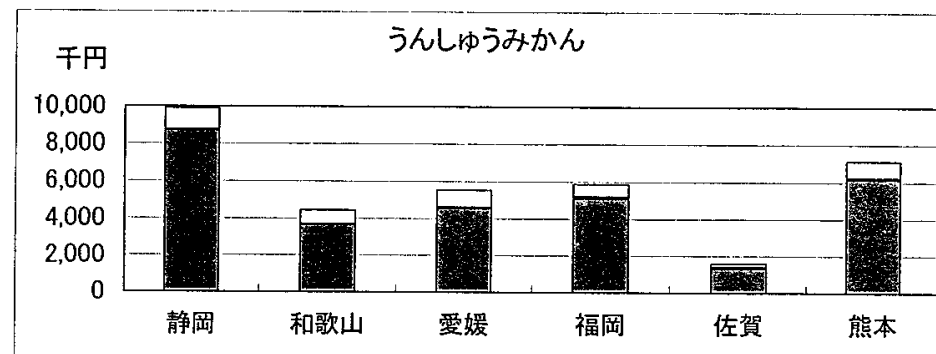
○ 平成13年産うんしゅうみかんについては、対策加入生産出荷組織内の認定農業者1戸当たりの販売収入を推定すると、約620万円で、1割に当たる約80万円が経営安定対策の補てん金となっている。県ごとに差はあるものの、販売収入の1割から2割が補てん金となっている。

○ 平成13年産りんごについては、青森県の対策加入生産出荷組織内の認定農業者1戸当たりの販売収入を推定すると、約770万円で、1割に当たる80万円弱が経営安定対策の補てん金となっている。

○ 平成13年産うんしゅうみかんの販売収入を推定すると、経営規模が1ha未満の認定農業者が約170万円で、うち約20万円が補てん金、3ha以上では約1,370万円で、うち約160万円が補てん金となっている。

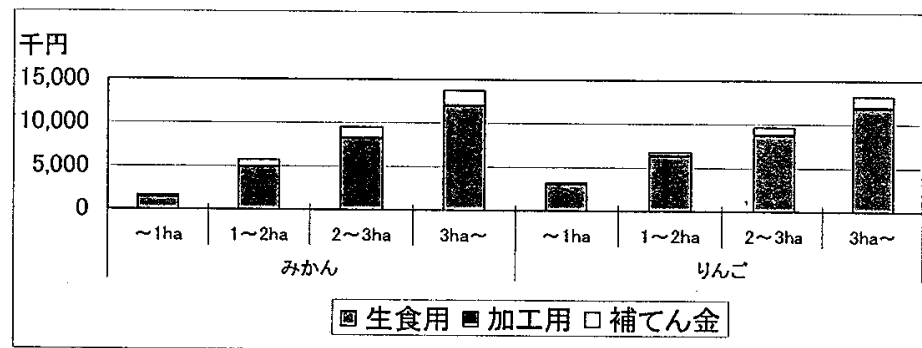
○ 平成13年産りんごの販売収入を推定すると、経営規模が1ha未満の認定農業者が約330万円で、うち約10万円が補てん金、3ha以上では約1,320万円で、うち約120万円が補てん金となっている。

○生産出荷組織内の認定農家1戸当たりの販売収入



資料：果樹花き課調べ

○生産出荷組織内の認定農家の経営規模別販売収入



資料：果樹花き課調べ

エ 経営安定対策による経営安定の効果

① うんしゅうみかん

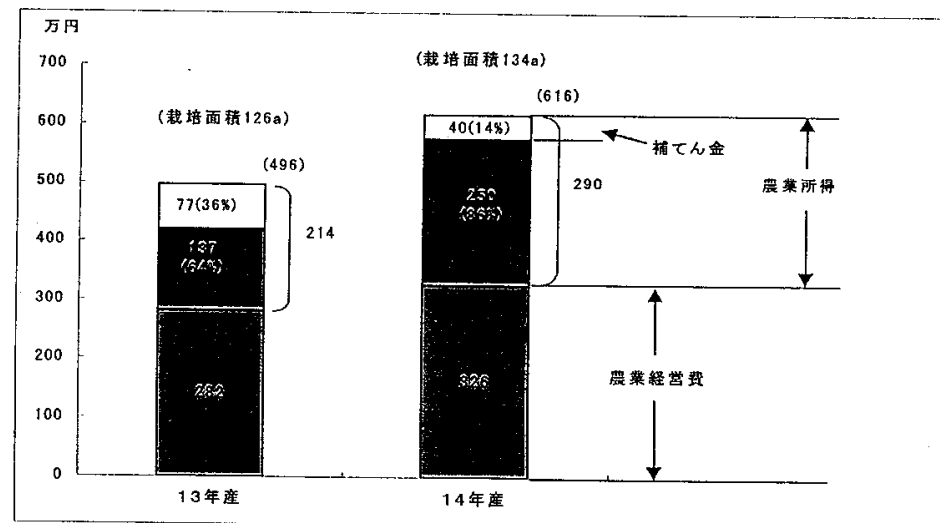
○ 補てん金の交付対象県において、経営安定対策の補てん金の受取状況を農業経営統計調査の対象農業者について推計したところ、価格が大きく低下した平成13年においては経営安定対策の補てん金が農業所得の36%を占めており、果樹農業者の大きなセーフティネットとなっている状況がうかがえる。

○ また、年明け以降価格が低下し、うら年としては価格が低かった平成14年においては、経営安定対策補てん金が農業所得の14%を占め、果樹農業者の経営安定に寄与している状況がうかがえる。

② りんご

○ りんごについても、うんしゅうみかん同様推定したところ、平成13、14年とも、経営安定対策の補てん金が農業所得の2割を占め、果樹農業者の経営安定に寄与している状況がうかがえる。

○ 農業所得に占める経営安定対策補てん金の割合（うんしゅうみかん）

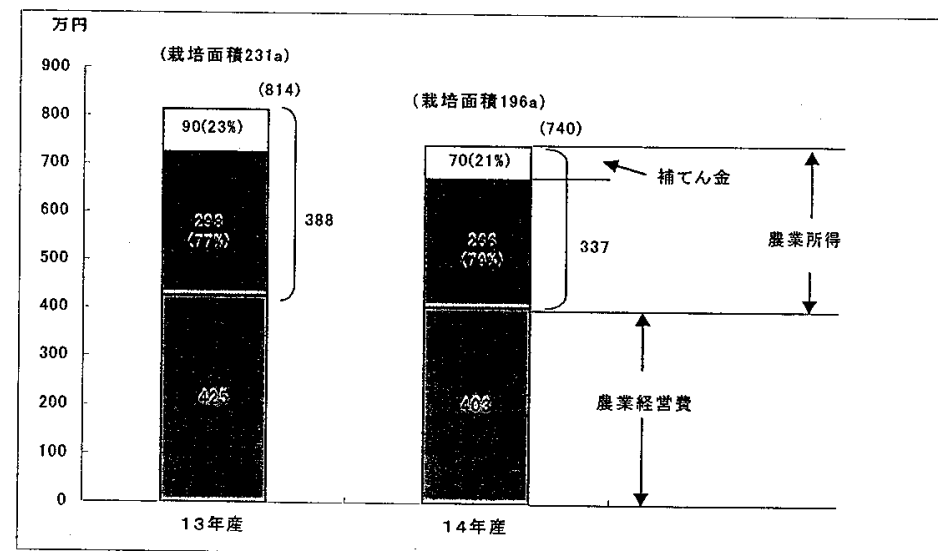


資料:「農業経営統計調査」から果樹花き課において推計

注1:13年産は、補てん金の交付対象県(静岡県、和歌山県、広島県、愛媛県及び佐賀県)の平均値

注2:14年産は、補てん金の交付対象県(静岡県、和歌山県、広島県及び佐賀県)の平均値

○ 農業所得に占める経営安定対策補てん金の割合（りんご）



資料:「農業経営統計調査」から果樹花き課において推計

注1:13年産は、補てん金の交付対象県(青森県)の平均値

注2:14年産は、補てん金の交付対象県(青森県、秋田県、山形県及び長野県)の平均値

5 需給調整・経営安定対策の課題

(1) 需給調整対策

- 年ごとの生産出荷目標に基づく生産調整を推進し、計画に近い水準の生産量を実現するとともに、うんしゅうみかんは特別摘果の実施等により隔年結果が是正される傾向にある。
また、時期別の需給調整手法の導入、価格低下が懸念される際に生食用果実の加工仕向けを緊急に行う緊急出荷調整体制の整備等の改善を行ったが、更にどのような取組が可能か検討が必要である。
- 需給調整対策においては、生産者の主体的な取組を基本としており、生産出荷目標量の配分方法の決定等に高品質果実生産への取組等を勘案するよう生産者団体が主体的に実施するとともに、時期別に需給調整を的確に実施することが必要である。
- 出荷調整については、国の関与を最小限にして、生産者団体が販売状況を踏まえて、的確に販売対策を策定し、主体的に計画生産・出荷の取組を末端の集荷場単位まで浸透し、実行させるとともに、対策の進捗状況について管理できる仕組みが必要である。

(2) 経営安定対策

- 経営安定対策の加入契約者は認定農業者及び認定農業者が実質的な運営を行っている生産出荷組織としているが、今後、生産出荷組織内における担い手の経営を安定させるためにはどのような手法が必要か検討する必要がある。
- うんしゅうみかんは14、15年産、りんごは13年産において、特定の県が補てん対象となっている。気象条件により、止むを得ない品質格差が生じた場合もあるが、反面、毎年補てん対象となる県もあり、このような状況を踏まえ、経営安定対策でどのような対応が可能か検討が必要である。

- 補てん対象となる果実は、全国標準規格に適合する品位で出荷された果実であるが、地方市場を中心に価格低落時には低価格で取り引きされた果実も補てん対象となるためモラルハザードの発生も懸念される。このような状況を踏まえ、経営安定対策でどのような対応が可能か検討が必要である。
- さらに、果樹産地において、担い手を中心とした生産構造を構築するとともに、その担い手となる農業者の経営を安定させる対策として、どのような対策を講じるべきか検討が必要である。